

薬局開設許可更新申請書

許可番号及び年月日		第 号 年 月 日	
薬局の名称			
薬局の所在地		電話 ー	
変更内容	事項	変更前	変更後
申請者に責任を有する役員を含む。の欠格条項	(1)	法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	(2)	法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	(3)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過していない者	
	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者	
	(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
	(6)	精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
	(7)	薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	
備考	開設者（法人の場合は代表者）は、[薬剤師 ・ 非薬剤師] 販売する医薬品の区分 [なし・薬局医薬品・薬局製造販売医薬品・要指導医薬品・ 第1類医薬品・指定第2類医薬品・第2類医薬品・第3類医薬品] 特定販売を行う医薬品の区分 [なし・薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬であるものを除く。）・ 第1類医薬品・指定第2類医薬品・第2類医薬品・第3類医薬品] 相談時・緊急時の連絡先 []		

上記により、薬局開設の許可の更新を申請します。

年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

豊田市保健所長 様

(記入上の注意)

1. 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。
2. 許可年月日は、許可証に記載されている**有効期間の開始年月日**を記入すること。
3. 変更内容欄には、第 16 条第 1 項各号に掲げる事項のうち、変更のあった日から 30 日以内にこの更新申請書を提出する場合は、当該変更のあった事項について記載すること。また、薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者に変更があった場合のうち、新たに当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者となった者がいる場合には、その者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を変更後欄に付記すること。

第 16 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項についてこの更新申請書を提出する際に変更の予定がある場合は、当該変更の予定がある事項について、変更内容欄に記載すること。

また、薬局開設者及び管理者以外の当該薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の住所に変更があった場合には、変更内容欄の変更事項の箇所に当該薬剤師又は登録販売者の氏名を記載の上、前回の届出時に記載した当該薬剤師又は登録販売者の住所を同欄の変更前の箇所に、この更新申請書を提出する時の当該薬剤師又は登録販売者の住所を同欄の変更後の箇所に記載すること。

4. 申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。
5. 住居表示に関する法律等により、市町村名、番地等に変更のあったときは、備考欄にその新旧を朱書すること。
6. 開設者（法人にあつては代表者）が薬剤師である場合は、備考欄中の「薬剤師」に○を付し、薬剤師でない場合には、「非薬剤師」に○を付すること。
7. 医薬品の販売業を併せて行う場合は、備考欄中の販売する当該医薬品に○をし、ない場合には、「なし」に○を付すること。
8. 特定販売を行う場合は、備考欄中の特定販売を行う当該医薬品に○をし、主たるホームページの構成の概要を記載した書類を添付すること。特定販売を行わない場合には、「なし」に○を付すること。
9. **許可証**を添付すること。
10. 手数料は、**現金窓口払い**とする。
11. **有効期間の満了 1 ヶ月前まで**に申請すること。